平成３０年（２０１８年）
第１回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第１３号議案　町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

地方自治法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 包括外部監査の契約を締結する年度を毎会計年度とする規定を加えます。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法等の一部を改正する法律

【改正により何が変わるか】

○ 地方自治法の改正に伴い、包括外部監査契約を締結する頻度を条例で定めることになりました。町田市においては、これまでも包括外部監査契約を毎会計年度締結しており、今回の条例改正による取扱いの変更はありません。

問合せ先	政策経営部　経営改革室課長　髙橋	電話	724-2503

議案概要

議案名	第１４号議案　町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

固定資産評価審査委員会の運営を円滑に行うことを目的として、書記を 3 人を超えて置くことができるようにするため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 書記の人数に関する規定を「3 人」から「3 人以上」に改めます。
○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地方税法第 436 条

問合せ先	総務部　法制課長　浦田	電話	724-2506

議案概要

議案名	第１５号議案　町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

子どもの看護休暇の取得要件を緩和するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 予防接種若しくは健康診断を受けさせる場合の子どもの看護休暇について、対象を「小学校就学の始期に達するまでの子」と限定した要件を撤廃し、子が中学校就学の始期に達するまで取得可能となるよう改めます。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【改正により何が変わるか】

○ 職員の育児と仕事の両立を実現できます。

問合せ先	総務部　職員課長　老沼	電話	724-2761

議案概要

議案名	第１６号議案　町田市手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

土壌汚染対策法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 土壌汚染対策法の改正に伴い、汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受、法人の合併若しくは分割又は相続の承認に係る手数料を加えます。（新設）

項目	金額（新設）
土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査手数料	120,000円
土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査手数料	120,000円
土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査手数料	120,000円

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条に基づく破砕業の事業範囲変更許可に対する申請手数料を変更します。（改定）

項目	改定前の金額	改定後の金額
使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業事業範囲変更許可申請手数料	75,000円	67,000円

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 227 条（手数料）・第 228 条（分担金等に関する規制及び罰則）
○ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

問合せ先				電話
	（条例の内容）財務部	財政課長	増山	724-2149
	（汚染土壌処理業関係）環境資源部	環境保全課長	金井	724-2711
	（破砕業許可関係）環境資源部	資源循環課長	窪倉	797-9155

議案概要

議案名	第１７号議案　町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 障害者総合支援法を引用する部分の項番号を改めます。
○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

問合せ先	地域福祉部　障がい福祉課長　櫻井	電話	724-2147

議案概要

議案名	第１８号議案　町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

【議案提出の目的】

介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の指定等の権限が東京都から移譲されるため、制定するものです。

【議案の内容】

○ 2018 年 4 月 1 日から区市町村による介護支援専門員の支援の充実を目的として、居宅介護支援事業者の指定等の権限が都道府県から区市町村に移行されます。このため、国基準に準じて、事業の人員及び運営等に関する基準を定めた条例を新たに制定するものです。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

問合せ先	いきいき生活部　いきいき総務課長　石坂	電話	724-3291

議案概要

議案名	第１９号議案　町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

・オペレーターに係る基準の緩和（夜間対応型訪問介護も同様の見直し）

① 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、日中（8 時から 18 時）についても、オペレーターと「同一敷地内の事業所（一部事業所を除く）の職員」の兼務を認めます。

② オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3 年以上」の経験について、「1 年以上」に変更します。

・介護・医療連携推進会議の頻度の緩和

他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、「年 4 回」から「年 2 回」に変更します。

○ 地域密着型通所介護について

・新たに「共生型地域密着型サービス」に関する規定を加えます。

・指定療養通所介護の定員数を「9 人以下」から「18 人以下」に変更します。

○ 認知症対応型共同生活介護について（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護も同様の見直し）

・身体的拘束等の適正化に関する規定を加えます。

○ 看護小規模多機能型居宅介護について

・新たに「サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」に関する規定を加えます。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

問合せ先	いきいき生活部　いきいき総務課長　石坂	電話	724-3291

議案概要

議案名	第２０号議案　町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

介護保険法及び厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 介護予防認知症対応型共同生活介護について、身体的拘束等の適正化に関する規定を加えます。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

問合せ先	いきいき生活部　いきいき総務課長　石坂	電話	724-3291

議案概要

議案名	第２１号議案　町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

国民健康保険法及び地方税法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 2018 年度の国民健康保険制度の改正により、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村は、賦課・徴収した国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として都道府県に納付することになります。そのための文言整理を行うものです。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

○ 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律

問合せ先	いきいき生活部　保険年金課長　岡林	電話	724-4027

議案概要

議案名	第２２号議案　町田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 国民健康保険から引き続き住所地特例の適用を受けることとなった被保険者に関する規定を加えます。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【経緯】

○ 国民健康保険制度では、原則として現住所地において被保険者となりますが、被保険者が入院、入所等のため他の市町村に所在する病院、施設等に住所を変更した場合には、住所地特例により引き続き前住所地において被保険者となります。

○ これまでは、国民健康保険の住所地特例の適用を受けている者が 75 歳に到達したこと等により後期高齢者医療の被保険者となった場合は、住所地特例が適用されなくなるため、現住所地において被保険者となっていました。

○ 2018 年 4 月 1 日施行の高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、この場合においても、現住所地と前住所地の都道府県が異なるときは、引き続き前住所地において被保険者となることになります。

【改正前】		入院	75 歳到達
住所地	町田市	Ａ県Ａ市	Ａ県Ａ市
保険者	町田市国保	町田市国保 （住所地特例）	Ａ県広域連合 （住所地特例なし）
			⇩
【改正後】 住所地	町田市	Ａ県Ａ市	Ａ県Ａ市
保険者	町田市国保	町田市国保 （住所地特例）	東京都広域連合 （住所地特例継続）

【議案の法的根拠】

○ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

問合せ先	いきいき生活部　保険年金課 高齢者医療・国民年金担当課長　川島	電話	724-2144

議案概要

議案名	第２３号議案　町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

介護保険法施行規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 2016 年度から、主任介護支援専門員の更新制が導入されたことに伴い、同年 4 月 1 日に介護保険法施行規則に定める主任介護支援専門員の定義が改正されました。本条例中に規定する主任介護支援専門員の定義は、介護保険法施行規則に規定された定義に準拠していることから、その内容に合わせて改正を行います。

○ 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令

問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課地域支援担当課長　髙橋	電話	724-2140

議案概要

議案名	第２４号議案　町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たって、障がい者を支援する指定特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にします。

○ 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に際し、あらかじめ介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行うことを義務付けます。

○ 指定介護予防支援事業所の担当職員に対して、医療機関等との更なる連携強化を図るため、次のことを義務付けます。

・利用者やその家族に対して、利用者が入院した際、介護予防支援担当者の氏名や連絡先等の情報を入院医療機関の職員等に提供するよう協力を依頼すること。

・利用者の服薬状況、口腔機能等について、利用者の同意を得て、主治医、薬剤師等に情報を提供すること。

・介護予防訪問看護等の医療サービスの利用にあたって、主治医等の意見を求める場合、担当者が作成した介護予防サービス計画を主治医等に交付すること。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課地域支援担当課長　髙橋	電話	724-2140

議案概要

議案名	第２５号議案　町田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

委員の定数を増やすため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 障がい児やひとり親家庭等の問題を幅広く検討するため、新たな委員を追加する必要が生じたことから、委員の定数を５人増やします。

・変更前　15 人以内

↓

・変更後　20 人 以内

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

問合せ先	子ども生活部　子ども総務課長　田中	電話	724-2876

議案概要

議案名	第２６号議案　町田市青少年問題協議会条例を廃止する条例

【議案提出の目的】

町田市子ども・子育て会議にその所掌事務を引き継いだことにより、町田市青少年問題協議会の所期の目的を達成したため、本条例を廃止するものです。

【議案の内容】

○　条例を廃止します。

○　2018 年 4 月 1 日から施行します。

問合せ先	子ども生活部　子ども総務課長　田中	電話	724-2876

議案概要

議案名	第２７号議案　町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の改正に伴い、関連する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 認定こども園法を引用する部分の項番号を改めます。
○ 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

問合せ先	子ども生活部　保育・幼稚園課長　押切	電話	724-2138

議案概要

議案名	第２８号議案　町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

支援の対象者の範囲を拡大するため及び施設の名称を改めるため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 支援の対象者を従来行ってきた乳幼児に加え、心身の発達において特別な配慮が必要な18歳未満の子どもまで拡大します。
○ センターの名称を「町田市すみれ教室」から「町田市子ども発達センター」に変更します。
○ 2018年4月1日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 児童福祉法第6条の2の2第6項及び第7項
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項

【改正により何が変わるか】

○ 0歳から18歳未満までの子どもの発達に関する全ての相談を「子ども発達センター」で受けられるようになります。子ども発達センターが関係する相談窓口との連携の核になることで、切れ目のない相談対応が可能となります。

＜利用者から見た児童の発達や障がいに関する主な相談窓口＞

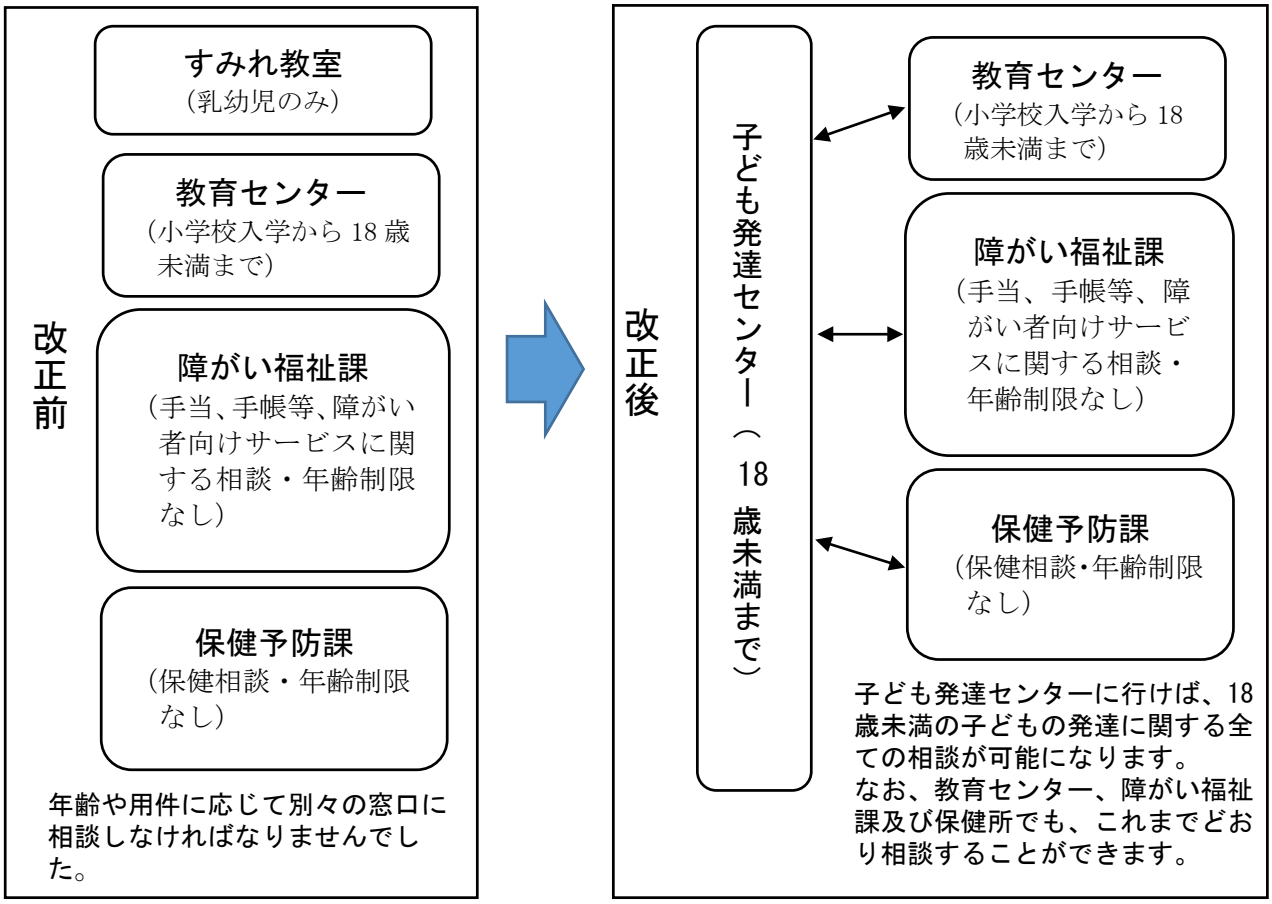

問合せ先	子ども生活部　すみれ教室所長　山之内	電話	726-6570

議案概要

議案名	第２９号議案　町田市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

工場立地法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 工場立地法を引用する部分の項番号を改めます。
○ 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

問合せ先	経済観光部　産業観光課長　井上	電話	724-2129

議案概要

議案名	第３０号議案　町田市道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 別表の「道路の通称名（119-A）」と「道路の通称名（119-B）」の図について、英語表示を改めます。

	改正前	改正後
道路の通称名（119-A）		
道路の通称名（119-B）		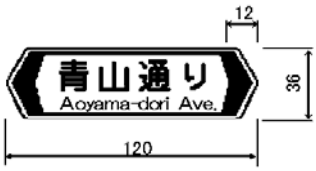

○ 別表の標識名称及び標識番号を改めます。

○ 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

問合せ先	道路部　道路管理課長　大貫	電話	724-4245

議案概要

議案名	第３１号議案　町田市多摩都市モノレール基金条例

【議案提出の目的】

多摩都市モノレール線を町田市方面に延伸するために必要な資金を積み立てることを目的として、町田市多摩都市モノレール基金を設置するため、制定するものです。

【議案の内容】

○ 「町田市多摩都市モノレール基金」の積立額、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分及び委任について定めます。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

問合せ先	都市づくり部　交通事業推進課長　岩岡	電話	724-4260

議案概要

議案名	第３２号議案　町田市営住宅条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

公営住宅法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 認知症患者等で収入に関する報告等が困難な事情にあると認められる者の市営住宅の使用料の決定に係る収入申告義務を緩和するため、認知症患者等で収入に関する報告等が困難な事情にあると認められる場合に、市が官公署の書類の閲覧等により把握した収入状況により、使用料を近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができるための規定を加えます。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

問合せ先	都市づくり部　住宅課長　窪田	電話	724-4269

議案概要

議案名	第３３号議案　町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

「町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画」の都市計画変更及び「町田都市計画小山片所地区地区計画」の都市計画決定に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 都市計画変更に伴う改正

・2017 年 12 月 26 日町田市告示第 400 号にて都市計画変更された「町田都市計画まちだテクノパーク地区地区計画」において定められた適用区域を改めます。

○ 都市計画決定に伴う改正

・2017 年 12 月 26 日町田市告示第 399 号にて都市計画決定された「町田都市計画小山片所地区地区計画」において定められた事項を加えます。

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○都市計画法第 12 条の 4（地区計画等）

○建築基準法第 68 条の 2（市町村の条例に基づく制限）

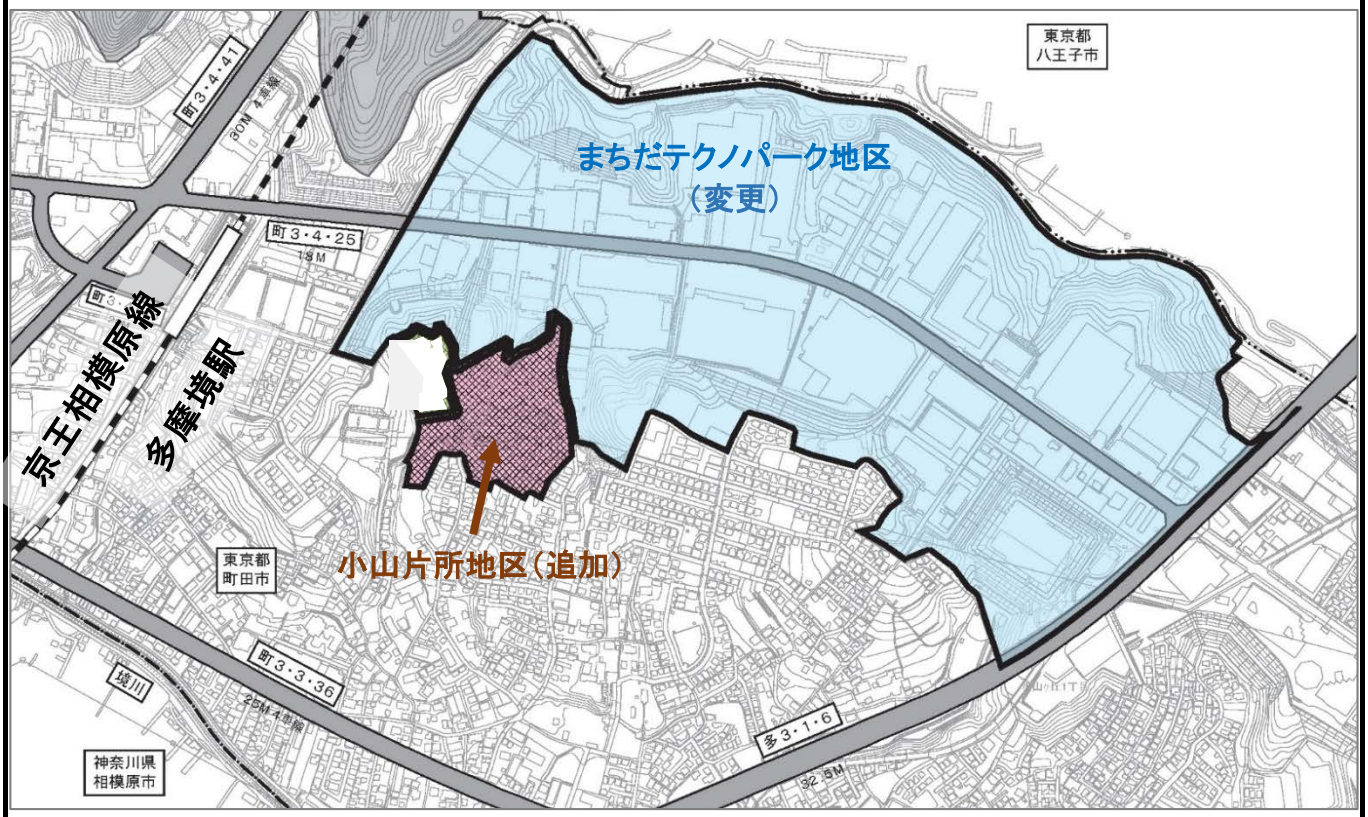

問合せ先	都市づくり部　建築審査担当課長　原田	電話	724-4413

議案概要

議案名	第３４号議案　町田市立公園条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

都市公園法施行令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市立公園条例に、運動施設の敷地面積の制限として、「都市公園法施行令第 8 条第 1 項に規定する運動施設の敷地面積に係る条例で定める割合は、100 分の 50 とする。」との規定を加えます。

○ 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

【経緯】

○ 2017 年 6 月 15 日施行の都市公園法施行令の一部改正に伴い、100 分の 50 と定められていた都市公園における運動施設の敷地面積の上限を、100 分の 50 を参酌して条例に定めることとなりました。

【改正により何が変わるか】

○ これまで都市公園法施行令に定めていた内容と同じ内容を条例に定めたため、この条例改正による取扱いの変更はありません。

問合せ先	都市づくり部　公園緑地課長　杉山	電話	724-4397

議案概要

議案名	第３５号議案　東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

【議案提出の目的】

2018年度及び2019年度の後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁するため、規約変更をするものです。

【議案の内容】

○ 後期高齢者医療制度の医療給付に係る財源は、後期高齢者の保険料が1割、現役世代からの支援が4割、公費が5割の構成割合となっています。東京都後期高齢者医療広域連合では、制度発足以来、高齢者に過重な保険料負担をかけないため、各区市町村の負担による独自の保険料軽減対策を実施してきました。

○ 2年毎の保険料改定期において都内62区市町村との協議のもと、2018年度及び2019年度においても引き続き独自の保険料軽減対策を実施します。このため、2 年間の時限措置として、各区市町村が負担金を支弁することから、広域連合規約の変更を行います。

○ 保険料軽減対策を実施することで、2018年度及び2019年度の保険料は均等割額が43,300円、所得割率が8.80%となります。実施しない場合は、均等割額が45,900円、所得割率が9.51%となります。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第291条の3及び第291条の11

問合せ先	いきいき生活部　保険年金課 高齢者医療・国民年金担当課長　川島	電話	724-2144

議案概要

議案名	第３６号議案　鶴間公園整備工事請負契約

【議案提出の目的】

町田市と東京急行電鉄株式会社が官民連携・共同して進めている「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」における「鶴間公園・融合ゾーン魅力創出事業」の一環として鶴間公園を再整備するため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事箇所
　四季のエリア（7,600 ㎡）
　ユリノキエリア（12,200 ㎡）
　さわやか広場エリア（5,000 ㎡）
　樹林エリア（19,500 ㎡）
○ 工事内容
　基盤整備工事、植栽工事、給水工事、
　雨水排水工事、汚水排水工事、電気設備工事、
　園路広場整備工事、遊戯施設整備工事、
　サービス施設整備工事、管理施設整備工事
　他

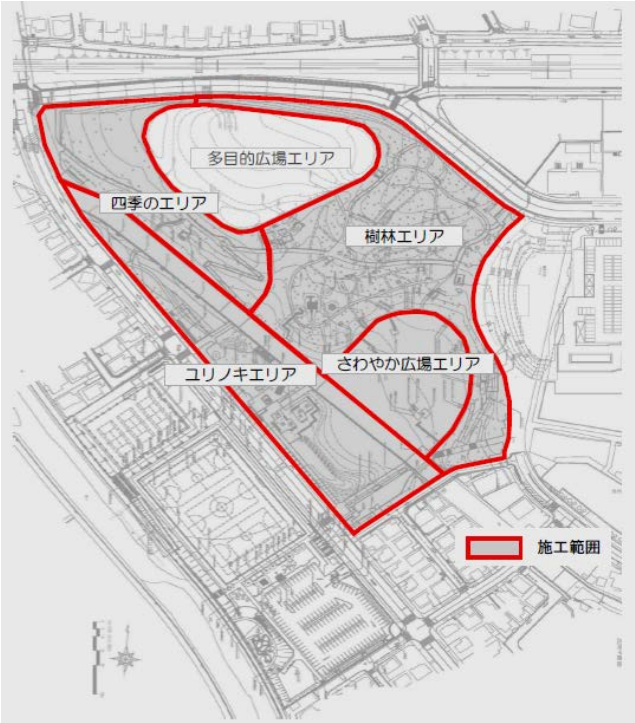

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契約目的　　鶴間公園整備工事
○ 契約方法　　条件付一般競争入札
○ 契約金額　　863,691,012 円
○ 契約相手方　　東京都新宿区西新宿四丁目 32 番 22 号
　　フジタ・地研特定建設工事共同企業体
　　代表者　株式会社フジタ　東京支店
　　上席執行役員支店長　喜田　克英
○ 工　　期　　契約確定の日から 2019 年 3 月 15 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　佐藤 （工事内容）都市づくり部　公園緑地課長　杉山	電話	724-2523 724-4398

議案概要

議案名	第３７号議案　普通財産の貸付について

【議案提出の目的】

株式会社町田新産業創造センターに対して、普通財産である土地を無償にて、また、家屋の創業支援事業に係る部分については減免して貸し付けるものです。

【議案の内容】

○ 貸付相手方　町田市中町一丁目４番２号
株式会社町田新産業創造センター　代表取締役　山田　則人

○ 貸付期間　５年間（2018 年度～2022 年度）

○ 貸し付ける普通財産

(1) 土地

・所在地及び面積：東京都町田市中町一丁目 422 番 1　1,929.51 ㎡のうち 1,191.51 ㎡
東京都町田市中町一丁目 423 番 1　56.93 ㎡
東京都町田市中町一丁目 423 番 2　118.87 ㎡
合計　1,367.31 ㎡

・貸付価格：無償

(2) 家屋

・所在地：東京都町田市中町一丁目 422 番 1
・構造：重量鉄骨造　地上３階建
・面積：680.04 ㎡（建築面積）、1,938.57 ㎡（延床面積）
・貸付価格：832,000 円（年額）
・減免対象：創業支援に係る機能の部分（減免金額：6,826,450 円）

○ 無償又は減免にて貸し付ける理由

貸し付ける土地及び家屋は、創業支援施設「町田新産業創造センター」（以下「センター」とする。）の事業拠点として利用されます。センターは、町田市が 90%出資して設立した株式会社町田新産業創造センターが運営し、その事業内容は創業支援を中心として、市内産業振興に資する公益的な性質が強いものです。そのため、市から事業実施に必要な土地を無償にて、また、家屋を減免し貸し付けます。

○ 町田新産業創造センター　建物貸付料

	2017 年度まで（リース物件）		2018 年度（普通財産）	
減免対象床面積		1,662.40 ㎡		1,727.90 ㎡
貸付対象床面積		276.17 ㎡		210.67 ㎡
貸付対象施設（内訳）	運営事務室	49.69 ㎡	運営事務室	49.69 ㎡
	応接室	17.35 ㎡	応接室	17.35 ㎡
	カフェスペース	209.13 ㎡	イベントスペース	143.63 ㎡
貸付価格		740,000 円		832,000 円

・市が家屋を無償で譲り受けることに伴い、貸付価格については、リース料から固定資産税・都市計画税相当額を基準として算出した額に変更しています。

・2017 年度まではカフェスペースを貸付対象としていましたが、2018 年度からは第二創業者の支援スペースとみなして対象外とするほか、外部に広く貸し出しているイベントスペースについては貸付対象とします。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第１項第６号（財産の貸付）

問合せ先	経済観光部　産業観光課長　井上	電話	724-2129

議案概要

議案名	第３８号議案　町田市公共下水道事業に関する業務委託契約

【議案提出の目的】

公共下水道事業計画区域内における汚水管及び雨水管の整備事業の一部について、業務委託契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 市街化区域の汚水管整備及び老朽化した汚水管長寿命化対策に伴う布設替え工事のほか、浸水被害を軽減させるため、雨水管整備の促進を図る事業の一部を公益財団法人東京都都市づくり公社へ委託するものです。

○ 業務委託概要

＜汚水管渠整備事業＞

工事件名等	内　容	金　額
小川処理分区ほか管渠布設替え工事	管径 200㎜～300 ㎜ 約 664m	120,000 千円
汚水枝線工事（道路関連工事）	道路管理者指示による移設工事など	92,000 千円
試験掘・土質調査	将来工事の事前調査	6,000 千円
支障処理	他企業管の移設補償	11,000 千円

＜雨水管渠整備事業＞

工事件名等	内　容	金　額
本町田東１号雨水幹線工事	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ 1,500 ㎜× 3,000 ㎜　約 67m	150,000 千円
鶴間１号雨水枝線工事	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ 1,000 ㎜× 1,600 ㎜　約 174m	190,000 千円
支障処理	他企業管の移設補償	26,000 千円

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議案に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契約の目的　　公共下水道事業計画区域内における、汚水管及び雨水管の整備事業の一部の業務委託

○ 契約方法　　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約

○ 契約金額　　595,000,000 円

○ 契約の相手方　　東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人　東京都都市づくり公社
理事長　大原　正行

○ 契約の期間　　契約確定の日から 2019 年 3 月 31 日まで

問合せ先	下水道部　下水道整備課長　野田	電話	724-4296

議案概要

議案名	第３９号議案　町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定

【議案提出の目的】

鶴見川クリーンセンター水処理設備更新工事の工事完了による協定金額の精算に伴い、協定を変更するものです。

【議案の内容】

○ 鶴見川クリーンセンター水処理設備更新工事が完了することで、協定金額の精算を行うため、2016 年 4 月に締結した「町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定」の一部を変更する協定を締結するものです。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議案に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 協定件名　町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定
○ 協定金額の変更　変更前の金額　404,000,000 円
　変更後の金額　228,900,000 円
○ 協定締結先　東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
　地方共同法人　日本下水道事業団
　理事長　辻原　俊博

問合せ先	下水道部　水再生センター所長　西川	電話	720-1825

議案概要

議案名	第４０号議案　平成２７年度町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定

【議案提出の目的】

成瀬クリーンセンター管理棟耐震補強工事、自家発電設備更新工事の工事完了による協定金額の精算に伴い、協定を変更するものです。

【議案の内容】

○ 成瀬クリーンセンター管理棟耐震補強工事と自家発電設備更新工事が完了することで、協定金額の精算を行うため、2015 年 4 月に締結した「平成 27 年度町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定」の一部を変更する協定を締結するものです。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議案に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 協定件名　平成 27 年度町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定
○ 協定金額の変更　変更前の金額　1,206,800,000 円
　変更後の金額　985,890,000 円
○ 協定締結先　東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
　地方共同法人　日本下水道事業団
　理事長　辻原　俊博

問合せ先	下水道部　水再生センター所長　西川	電話	720-1825

議案概要

議案名	第４１号議案　町田市公共下水道根幹的施設（成瀬クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定

【議案提出の目的】

成瀬クリーンセンターは、1977 年 10 月に供用開始して以来 40 年が経過し、老朽化した設備を計画的に更新しています。2018 年度から 2019 年度にかけて、中央監視設備及び計装設備を更新するために、建設工事委託に関する協定を締結するものです。

【議案の内容】

○ 成瀬クリーンセンターの中央監視設備及び計装設備の更新を 2 年間の協定期間において地方共同法人日本下水道事業団に委託するものです。

○ 設備の概要

・中央監視設備：ポンプ、送風機等水処理設備の稼働状況を一元的に監視・運転

・計装設備　　：ポンプ、送風機等の運転に必要な水量・空気量・水質等の基本データを計測

○ 工事内容

成瀬クリーンセンターの管理棟中央操作室にある監視装置及びコントローラー、放流水用の窒素・りん計及びＵＶ計を更新するものです。

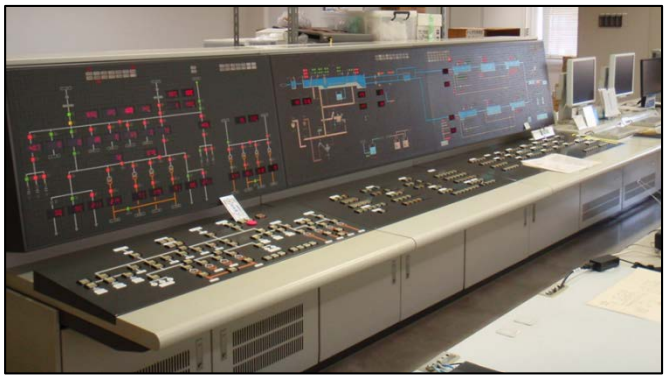

成瀬クリーンセンター管理棟中央操作室

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議案に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 協定目的　：　中央監視設備、計装設備の更新

○ 協定金額　：　731,100,000 円

○ 協定締結先：　東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
地方共同法人　日本下水道事業団
理事長　辻原　俊博

○ 協定期間　：　協定確定の日から 2020 年 3 月 31 日まで

問合せ先	下水道部　水再生センター所長　西川	電話	720-1825

議案概要

議案名	第４２号議案　町区域の変更について

【議案提出の目的】

本町田及び南大谷の各一部について、町区域及び字区域を変更するものです。

【議案の内容】

○ 主な変更の箇所

現　在	変　更　後	内　容
本町田字一号及び本町田字二号の一部	南大谷字十九号の一部	町区域及び字区域の変更
南大谷字十九号の一部	本町田字二号の一部	町区域及び字区域の変更

○ 2018 年 4 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 260 条第 1 項（市町村区域内の町又は字の区域）

の線：現在の町区域

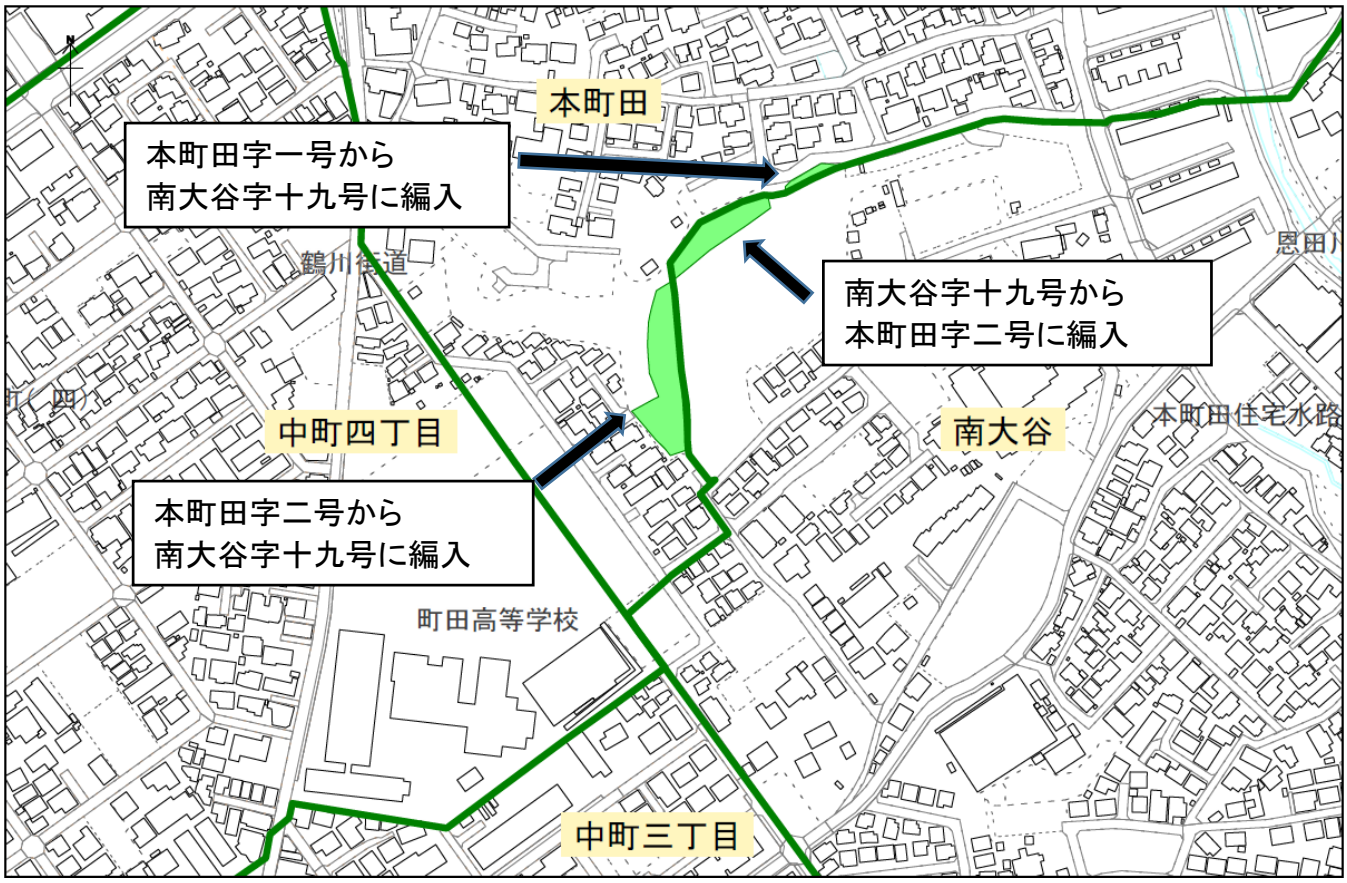

問合せ先	都市づくり部　土地利用調整課　荻野	電話	724-4254

議案概要

議案名	第４３号議案　市道路線の認定について

【議案提出の目的】
　開発行為により築造された道路及び土地区画整理事業の区域内に築造予定の道路を市道として認定するものです。

【議案の内容】
○ 町田 912 号線その他の合計 12 路線　総延長 1,109mを市道として認定します。

【議案の法的根拠】
○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)

議案名	第４４号議案　市道路線の廃止について

【議案提出の目的】
　道路として機能のない路線及び土地区画整理事業区域内に存する路線を廃止するものです。

【議案の内容】
○ 堺 277 号線その他の合計 8 路線　総延長 898mの市道を廃止します。

【議案の法的根拠】
○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)

問合せ先	道路部　道路管理課 許認可・用地管理担当課長　水野	電話	724-1154

議案概要

議案名	第４５号議案　包括外部監査契約の締結について

【議案提出の目的】

2018 年度の包括外部監査契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 町田市では、2007 年 4 月から市政運営のチェック機能を強化し、市政の透明性の向上を図るため、包括外部監査制度を導入しています。市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市長との契約に基づき、町田市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち必要と認める特定のテーマを選定し、監査を行うために契約をするものです。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 252 条の 36 第 1 項

【契約の概要】

○ 契約目的　　：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
○ 契約金額　　：12,000,000 円を上限とする額
○ 契約の相手方：住所　東京都町田市森野三丁目 7 番 1 号志なのハイツ B6
　　氏名　辰巳　英城
　　資格　公認会計士
○ 契約期間　　：2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで

【過去の実績】

年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額
2017 年度	辰巳　英城	防災に関する財務事務の執行について	12,000,000 円
2016 年度		町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	12,000,000 円
2015 年度	宮本　和之	町田市の小学校・中学校等に関する財務事務等の執行について	12,000,000 円
2014 年度		委託に関する事務の執行について	12,000,000 円
2013 年度		債権の管理等に関する事務の執行について	12,000,000 円
2012 年度	伊東　敏	介護保険等に関する事務の執行について	13,500,000 円
2011 年度		ごみ処理に関する事務の執行について	13,500,000 円
2010 年度		施設の管理運営について−行政コストの実態と受益者負担のあり方−	15,000,000 円
2009 年度	野辺地　勉	下水道事業等について	17,000,000 円
2008 年度		補助金等について	17,000,000 円
2007 年度		土地の取得、処分及び管理等について	17,000,000 円

問合せ先	政策経営部　経営改革室課長　髙橋	電話	724-2503

議案概要

議案名	第４６号議案　町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について

【議案提出の目的】

2018 年度一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

○ 市民又は町田市に関係ある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上などに多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。

○ 今回の一般表彰の該当者は、個人 80 名、団体 8 組、合計 88 件です。

＜該当者内訳＞

	個人（連名含む）	団体	計
納税意識の高揚及び納税事務の円滑化に尽力	3		3
環境政策の推進に尽力	1		1
保健衛生の向上に尽力	2		2
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	5		5
民生委員・児童委員兼社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	8		8
消防団員として災害防止活動に尽力	24		24
自主防災組織として地域の防災活動に尽力		4	4
地域自治の振興に尽力	3		3
幼稚園教育の振興に尽力	1		1
社会教育の振興に尽力	10		10
体育の振興に尽力	5	3	8
文化財の保護に尽力	1		1
文化芸術の振興に尽力	1		1
保護司として住民の福祉向上に尽力	4		4
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	7		7
学校教育における合唱活動の振興に寄与		1	1
市の公益のために寄附	5		5
計	80	8	88

【議案の法的根拠】

○ 町田市表彰条例第 3 条

問合せ先	政策経営部　秘書課長　水越	電話	724-2100

議案概要

議案名	第４７号議案　町田市名誉市民条例に基づく名誉市民の同意方について

【議案提出の目的】

名誉市民の推挙について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

○ 市民又は市に縁故の深い者で、広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が顕著で市民の尊敬を受けるものに対して、その功績と栄誉をたたえてこれを顕彰し、町田市名誉市民の称号を贈るものです。

○ 次の方を町田市名誉市民に推挙します。

氏　名　荒谷　俊治（あらたに　しゅんじ）
職　業　指揮者
年　齢　87 歳

【議案の法的根拠】

○ 町田市名誉市民条例第 3 条

問合せ先	政策経営部　秘書課長　水越	電話	724-2100

議案概要

議案名	第４８号議案　緑ヶ丘グラウンドの指定管理者の指定について

【議案提出の目的】

緑ヶ丘グラウンドの指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

共同事業体の名称　スポーツ緑ヶ丘
代表　株式会社ギオン
代表取締役　祇園　義久
所在地　神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目５番１号

○ 指定管理者が行う主な業務

・施設の維持管理に関する業務
・施設の運営に関する業務

○ 指定管理期間

2018 年 11 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで（4 年 5 か月間）

○ 施設概要

名称	所在地	敷地面積
緑ヶ丘グラウンド	町田市本町田 2,380 番地 6	6,936.22 ㎡

・敷地全体面積　6,936.22 ㎡
・グラウンド概要　［面積］3,500 ㎡(50m×70m)
［設備等］ダスト舗装、散水設備
・建物概要　［建築面積/延べ面積］76.23 ㎡/69.56 ㎡
［設備等］倉庫、男子トイレ・女子トイレ・みんなのトイレ、足洗い場
［構造等］軽量鉄骨造、平屋
・駐車場　無料駐車場 20 台
・その他　クラブハウスや事務所等の機能はありません。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）
○ 町田市体育施設条例第 6 条第 3 項(指定管理者の指定)

問合せ先	文化スポーツ振興部　スポーツ振興課長　石田	電話	724-4036

議案概要

議案名	第４９号議案　指定管理者の指定期間の変更について

【議案提出の目的】

鶴間公園再整備に伴い、鶴間公園の指定管理者の指定期間を変更するものです。

【議案の内容】

○ 指定の期間を「2014 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで」（5 年間）から「2014 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで」（4 年間）に変更します。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）
○ 町田市立公園条例第 11 条第 3 項（指定管理者の指定）

問合せ先	都市づくり部　公園緑地課長　杉山	電話	724-4397